

## 平成17年度第1回秋田県建設業審議会の概要について

### 1 日時及び場所

平成17年11月30日(水) 10:00～12:15  
アキタパークホテル ゴールデンAルーム

### 2 出席者

委員：天野委員、江原委員、加賀谷委員、佐々木(博)委員、高堂委員、  
田中委員、友木屋委員、豊巻委員、矢口委員、菅原委員、時田委員、  
阿部委員、佐々木(吉)委員  
(委員15名中13名が出席)

県側：小玉建設交通部長、佐賀建設交通部次長、佐藤建設交通部次長、  
山岡建設管理課長、小田建設管理課技術管理監 ほか

### 3 議事の概要

#### (1) 会長の選任

委員の互選により、田中委員が会長に選任された。

(会長就任のあいさつ後、田中会長が議長となり議事を進行した。)

#### (2) 会長職務代理者の指名

田中会長により、会長職務代理者として加賀谷委員が指名された。

#### (3) 議事録署名委員の指名

田中会長により、議事録署名委員として加賀谷委員及び高堂委員が指名された。

#### (4) 審議事項

##### 1) 建設工事に関する入札契約制度の見直しについて

建設工事に関する入札契約制度の見直し案について、資料1～6に基づき事務局から説明がなされたあと、審議が行われた。

質疑・意見の概要は次のとおり。

委員：指名停止の措置基準が強化されたとのことだが、労働災害が発生した場合の取扱いはどうなっているか。

事務局：労災関係についても措置期間を引き上げており、さらに運用基準により、災害の程度に応じて期間を長期化したところである。なお、これらの措置は、安全管理に落ち度があったことが労働基準監督署又は発注者によって認定された場合に講ずることとしている。

委員：格付総合点における社会貢献の評価に関して、3点検討を要望する。障害者雇用の法定雇用率を達成していない業者については、法律の義務付け事項が未達成なのだから、マイナス評価は大きくみていただきたい。

子育て支援の取組みを評価するに当たっては、本年4月に施行された次世代育成支援法において、労働者が301人以上の企業に義務付けられ、300人以下の企業には努力義務とされている「行動計画の策定」の状況について、評価の検討項目として考えていただきたい。

その他の項目として、少子高齢化が進んでいる秋田県の実情を考慮し、高齢者の継続雇用を評価することを検討していただきたい。平成20年からは65歳までの継続雇用が義務化されるが、前倒しして実施した企業についてはプラス評価することなどを検討していただきたい。

事務局：障害者雇用と子育て支援については、現在、運用の詳細を詰めているところである。

高齢者の継続雇用についても検討したが、法律が来年4月の施行ということで今回の格付での評価項目には挙げなかったものである。

建設業が厳しい経営環境にある中で、社会的要請への取組みをどの程度評価すべきかについては、基本的には企業の経営力と技術力を評価すべきという観点もあり、今後、詰めてまいりたい。

委員：低入札価格調査制度を4千万円以上の工事まで引き下げることと条件付き一般競争入札への移行は、別個のものか？

事務局：低入札価格調査制度の拡大と条件付き一般競争入札への移行はリンクするものではなく、一般競争入札への移行は平成19年度を想定しているところである。

委員：くじ引き入札は、予定価格の事前公表の弊害と考える。予定価格の事後公表を試行してはどうか。国は事前公表は行っていない。このことについては、今後も業界として引き続き要望していきたい。

一方では「技術と経営に優れた、努力した業者が評価される環境を」と言いながら、他方では透明性の確保という理由で業者の積算努力を求めているところに問題があるのではないか。

総合評価落札方式の取組みは、東北では秋田県が一番進んでいるものと評価しているが、工事の品質確保と業者の努力を求める観点から、総合評価落札方式の適用拡大を一層進めていただきたい。

事務局：予定価格の事前公表については、マイナス面もあることは確かであるが、県民への情報公開、予定価格を探ろうとする動きの防止等の観点から、引き続き実施してまいりたい。

総合評価落札方式については、新行財政改革プログラムで、平成17

年度は5%、18年度は10%、19年度は20%について実施することとしていたが、品確法の趣旨を踏まえ秋田県版ガイドラインを年内に策定することとしており、行革プログラムの目標を上回る割合で実施することとしている。

委員：予定価格が事前公表されている場合も、各業者は独自に積算して入札時に見積内訳明細書を提示していることから、積算せずに最低制限価格を当てにしているということはないと思われる。

委員：男女共同参画の取組みの評価については、企業による女性の雇用の拡大を促進する意味からも、推進していただきたい。

今後、工事の発注件数が減少していく中で、技術と経営に優れた企業を評価した入札制度を進めていった場合、入札に参加できる企業が限定され、その他の企業は下請に入らざるを得ないこととなり、元請と下請の関係が固定化してくることも想定されるが、どうか。

事務局：発注件数が減少すれば受注できる業者も減少することとなるが、県としては、格付の障壁を高くすることは考えていない。ただし、市場原理の観点からは、一定数が淘汰されることは避けられないところであり、技術と経営に優れた企業が生き残れるような環境を整備していくこととしている。

委員：建設業については、これまで建設工事に限定した視点にとらわれてきた。既存の公共施設に関して、維持管理や利用の方策について地域のコミュニティの参画を求めていくような仕組みづくりも必要ではないか。それにより女性の参画や新市場の可能性も広がってくるものと思う。

## 2) 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大等について

低入札価格調査制度の適用範囲の拡大等に関する諮問事項及び低入札価格調査制度の運用の見直し案について、資料6・7に基づき事務局から説明がなされたあと、審議が行われ、諮問事項については諮問どおり答申すること及びその他の意見については今後の検討を求めることと決定された。

質疑・意見の概要は次のとおり。

委員：対象とする4千万円以上の工事は一般土木工事だけか、それとも建築一式工事等も含まれるのか。

事務局：一般土木に限らず適用することとしたい。

委員：最低制限価格が当てられることについては、予定価格等を設定する際に純工事費をそのまま最低制限価格とする単純な設定をやめれば、解消されるのではないか。予定価格は現場の施工条件等に応じて設定さ

れることとされているのではないか。

また、低入札価格調査制度は、もともと一般競争入札に付されるような大規模工事への適用を想定しているものと思うが、内容がそれほど複雑でない簡単な工事も含めて、4千万円以上の工事に一律適用するのはいかがなものか。

事務局：設計価格自体が施工条件や市場動向等を反映した価格となっており、最低制限価格を発注者が裁量の範囲で引き上げて設定することについては、純工事費を超えて設定した部分について会計検査院から返還を命じられることとなるため、困難である。

また、低入札価格調査制度については、閣議決定等においても「最低制限価格より優れた制度であり移行することが望ましい」とされているものである。

委員：諮問内容に反対するものではないが、4千万円以上の工事に一律に適用するよりも工種によって必要なものに適用していくほうが事務的な負担が少ないのではないかと思う。

委員：諮問内容については異議はない。ただ、現在の過当競争の状況の中で、失格判断基準を上回っていればよろしいというダンピング容認論と解釈されてしまわないか心配である。低入札をした者は次の入札に参加させない、前払金を4割から2割に引き下げる等、もっとペナルティを強化していただきたい。

また、品確法は技術力による競争を求めているのだから、技術力のない者が淘汰・再編されるのは当然のことである。そのためにも総合評価落札方式をもっとスピードを上げて適用していただきたい。